

国税庁は、昭和24(1949)年に大蔵省(現、財務省)の外局として設置されました。

国税庁の下には、全国に12の国税局(沖縄国税事務所を含みます。以下同じです。)、524の税務署が設置されています。

また、その他に、税務職員の研修機関である税務大学校や、特別の機関として、納税者の不服申立ての審査に当たる国税不服審判所があります。

1 国税庁の組織理念

国税庁の「使命」は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」とされています。

国税庁がその「使命」を果たすため、遂行すべき「任務」は、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」及び「税理士業務の適正な運営の確保」を図ることとされています(財務省設置法第19条)。

国税庁がその「使命」や「任務」を果たすため、どのような組織を目指して組織運営を行っていくべきかを示す「組織として目指す姿」や、個々の職員が日々の職務を行うに当たって重視すべき規範・価値観を示す「行動規範」を取りまとめ、「国税庁の組織理念」として職員に示すとともに、公表しています。



国税庁

国税庁の組織理念

使命

納税者の自発的な納税義務の履行を
適正かつ円滑に実現する。

任務

- 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 酒類業の健全な発達
- 税理士業務の適正な運営の確保

組織として 目指す姿

信頼で 国の財政 支える組織

- 経済社会の変化に柔軟に対応し、納税者の利便性を向上させ、
絶えず進化し続ける組織。
- 課税・徴収を効率化・高度化し、幅広い関係者と連携しながら、
厳正かつ的確に調査・滞納処分を行う組織。
- 職員一人一人の多様性を尊重し、明るく風通しが良く、
チームワークで高いパフォーマンスを発揮する組織。

行動規範

使命感を胸に挑戦する 税のプロフェッショナル

- 職務上知り得た秘密を守り、綱紀を保持します。
不正を断固として許さず、公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 参加意識とチャレンジ精神をもって、常に業務を見直し、
事務を効率化・高度化します。
- 専門的な知識や技術の習得に努め、自らの能力を最大限に発揮します。

2 税務行政の運営の考え方

国税庁は、前述のような使命と任務を果たし、納税者の皆様からの理解と信頼を得るため、以下のような取組を行います。

国税庁の取組

(1) 納税者サービスの充実

- 納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、国税庁ホームページなどを通じて必要な情報を提供します。
- e-Tax(国税電子申告・納税システム)や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など、ICT(Information and Communication Technology)を活用した申告・納税手段の充実を推進します。
- 納税者が自己の経済活動についての税法上の取扱いを事前に予測することが可能となるよう、事前照会や移転価格税制に関する事前確認に対応します。
- 租税教育について、関係省庁や教育関係者、関係民間団体と連携し、その充実に向けた環境整備や支援に取り組みます。

(2) 事務の効率化の推進と組織基盤の充実

- 厳しい行財政事情の下で国税庁の任務を適切に遂行するため、必要な機構・定員・予算の確保を図り、適切に配分するとともに、国民の視点に立って行政の効率化・経費の節減に努めます。
- 事務処理の電子化など、事務の簡素化・効率化に向けた不断の見直しを行い、特に、一時期に申告が集中する所得税の確定申告については、納税者利便の向上にも資するe-Taxの利用推進などに取り組みます。
- 女性職員の採用・登用にも配慮しつつ、経験や能力に応じた的確な人事配置を行い、必要とされる専門知識の一層の向上が図られるよう、研修などの指導育成策の充実を図ります。
- 行政文書・情報の管理の徹底に取り組みます。

(3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済

- 納税者の権利・利益の保護を図りつつ、悪質な納税者には厳正な態度で臨みます。
- 課税・滞納処分に当たっては、調査段階において、納税者の主張を正確に理解し、その内容を客観的に吟味した上、的確な事実認定と法令の適用を行います。
- 複雑化する経済取引等に対応するため情報収集体制の充実を図るとともに、資産運用の多様化や消費税の不正還付申告への対応など、経済・社会の変化に応じた重点課題を設定し、組織的に取り組みます。
- 国際的な取引についても租税条約などに基づく外国税務当局との情報交換を行い、課税上問題があると認められる租税回避行為などには厳正に対応します。
- 大企業の経営責任者等と意見交換を行い、税務に関するコーポレートガバナンスの充実を働きかけるとともに、その状況を含め調査必要度が低いと判断された法人の調査事務量をより調査必要度の高い法人へ調査事務量を振り向けます。
- 不服申立てについては、適正かつ迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい不服申立制度の環境の整備を図ります。

(4) 酒税行政の適正な運営

- 酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化(特に輸出促進)に取り組みます。
- 国際的な情報発信や国際交渉等を通じた海外需要の開拓、地理的表示(GI)の普及拡大等によるブランド化の推進、酒類製造業者等への技術支援や安全性の確保等に取り組みます。

- 酒類の公正な取引を確保するため、酒類業者に対して、取引状況等の実態調査を行い、「酒類の公正な取引に関する基準」に則していない取引が認められた場合には、指示を行うなど厳正に対処します。
- アルコール健康障害対策や資源リサイクルの推進といった社会的要請に応えるため、20歳未満の者への酒類販売の禁止の周知の徹底や酒類容器のリサイクル等のための取組の周知・啓発を行います。

(5) 税理士業務の適正な運営の確保

- 申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、税理士の果たす役割は重要であることから、税理士業務の改善進歩のための団体である税理士会との連絡協調に努めます。
- 税理士等による税理士法違反行為の未然防止に努めるとともに、税理士法に違反した税理士等や「ニセ税理士」に対しては、懲戒処分や告発を行うなど厳正に対処します。

(6) 政策評価と税務行政の改善

- 国税庁が取り組むべき課題や取組方針、各種施策についての計画とその実施結果の評価・検証について、分かりやすくお知らせします。また、実施結果の評価・検証を踏まえ、税務行政の改善に取り組めます。

コラム

国税庁が掲げる「税務行政の将来像」

国税庁では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を2本の柱として、デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション)に取り組んでいます。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/index.htm>) をご覧ください。

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

令和3年6月「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2.0-」より

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続の
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続
が税務署に行かず
にできる社会

納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)

申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたもの。

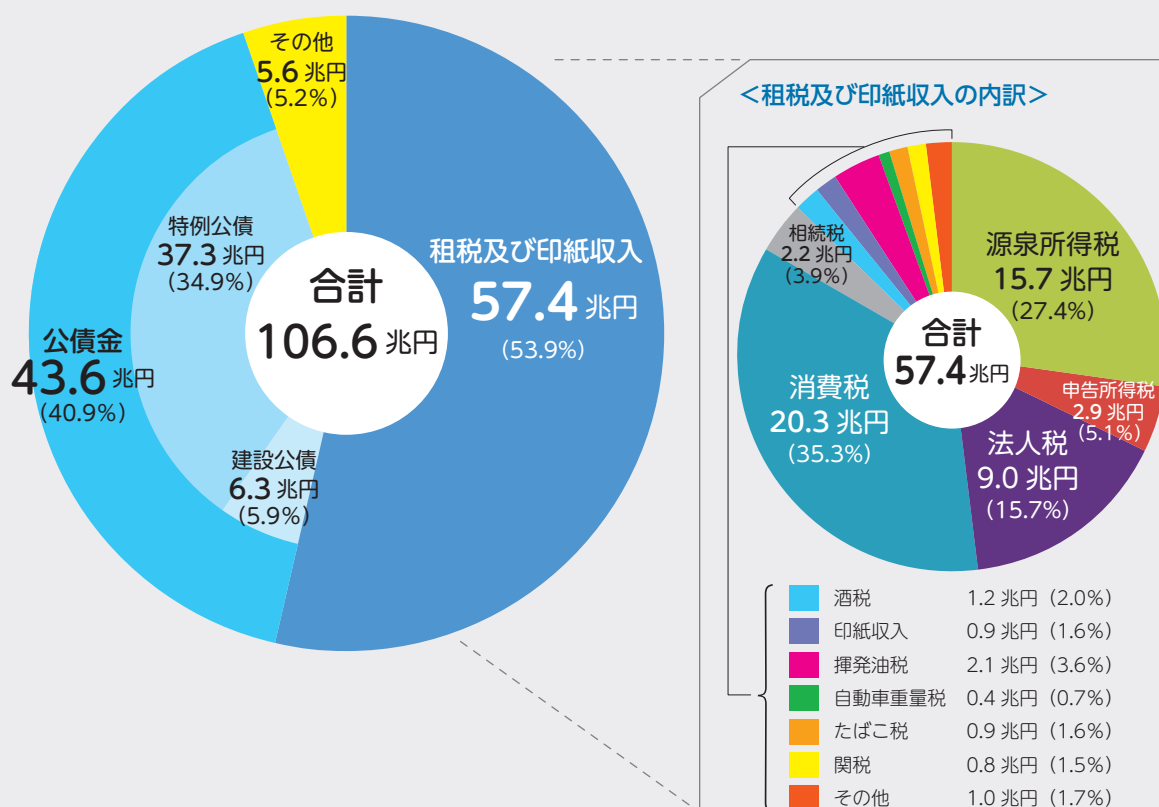
3 国税組織の概要

(1) 国の収入と税

令和3(2021)年度の国の収入(一般会計歳入(当初予算))は年間106兆6,097億円です。そのうち57兆4,480億円が租税及び印紙収入です。

また、所得税、法人税、消費税で税収の約8割を占めています。

■ 国の収入(令和3(2021)年度一般会計歳入(当初予算))



※1 公債金は、公共事業費などを賄うために発行された建設公債と歳入の不足を埋め合わせるために発行された特例公債による収入であり、全てが将来返さなければならない借金です。

※2 各項目の合計金額と「合計」の金額は、端数処理のため一致していません。

※3 国の支出については、財務省ホームページ「日本の財政を考える」(<https://www.mof.go.jp/zaisei/index.htm>)をご覧ください。

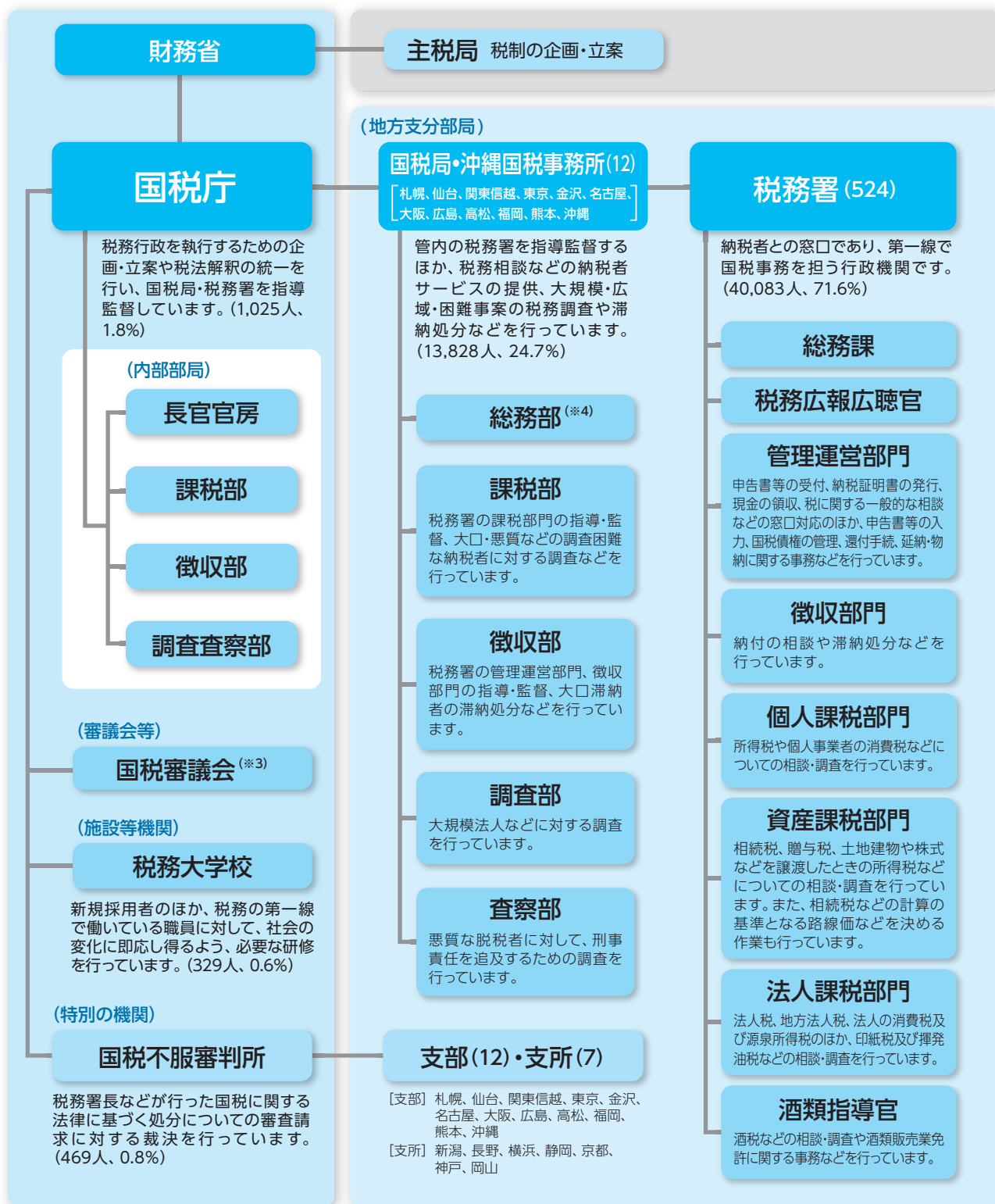
(2) 国税庁の予算と定員

令和3(2021)年度の国税庁関係当初予算額は6,365億円で、人件費は5,566億円、一般経費は799億円です。

国税庁の定員は、昭和40年代後半から昭和50年代は5万2,000人台でした。その後、平成元(1989)年に消費税が導入されたことなどに伴い増加し、平成9(1997)年度に平成元(1989)年度以降のピークを迎え5万7,202人となりましたが、令和3(2021)年度は5万5,954人となっています。

(3) 国税組織の機構

国税事務を行う組織として、国税庁の下に、全国12の国税局と524の税務署があります。^(※1、2)



※1 各部署の人数、%は、令和3(2021)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税庁の定員55,954人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

※4 令和3(2021)年7月に業務センター室(仮称)(以下「業務センター」といいます。)を設置します。詳しくは、コラム6(34ページ)をご覧ください。